

## 8 廃業等について

宅建業者が次の事由に該当することになった場合には、「廃業等届出書」を提出することが必要です（宅建業法第11条）。

- ①死亡（個人免許）
- ②合併による消滅（法人免許）
- ③破産（法人又は個人免許）
- ④合併及び破産以外での解散（法人免許）
- ⑤宅建業の廃止（法人又は個人免許）

- ◇ 届出は、届出事由の発生日から30日以内に行うこととなっています。なお個人免許業者が死亡した場合での届出は、相続人がその事実を知った日から30日以内となっています。
- ◇ 免許の効力は、上記①及び②の事由の場合は事実の発生日に、その他の事由の場合は届出をした日に失効します。
- ◇ **一度届出され失効した免許は、いかなる理由があっても効力は戻りません。**
- ◇ **届出書には免許申請書に使用したのと同じ印鑑を押印する必要があります。**印鑑が異なっている場合は、申請者の確認や印鑑証明書等の提出を求める場合があります

### 必 要 書 類

- 「廃業等届出書」 正・副本 各1部
- 添付書類
  - ・ 免許証原本（紛失の場合は「発見しだい返納する」旨の始末書）
  - ・ その他届出事由、届出者の確認ができるもの（下表参照）

### 【法人業者】

※ 会社の商号、代表取締役、事務所の所在地の変更が発生している場合は、その経緯のわかる商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

廃業の理由	廃業日 (免許失効日)	届 出 人	届出印	添付書類 (免許証原本の他)
合併による消滅	合併による 解散日	代表する役員 であった者 (元代表役員)	左記の個人印	消滅した会社の閉鎖謄本（閉鎖事項全部証明書） ※消滅日が載ったもの
破 産	届出日	破産管財人	右欄の証明印	破産管財人の証明書 ・裁判所が発行する。 ・破産開始手続き日時が載ったもの（載っていない場合、破産宣告書のコピーを添付）
合併及び破産 以外での解散	届出日	清算人	法人印（清算 人のもの）	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）※解散日が載ったもの
廃止 ※1	届出日	法人代表者	左記の法人印 ※	—————

(注) ※法人印は、免許申請書に押印されている「代表者印」に限ります（変更届がされている場合は、直近の変更届出書に押印されている「代表者印」となります）。

**紛失等で申請(届出)印を押印できない時は、印鑑証明書の添付等、代表者の意思確認ができること（代表者が来庁し、「宅地建物取引士証」や「運転免許証」で本人確認が可能なケース等）が必要となります。**

【個人業者】

廃業の理由	廃業日 (免許失効日)	届出人	届出印	添付書類 (免許証原本の他)
死亡	死亡日	相続人	左記の個人印	戸籍謄本 (死亡及び相続(配偶者・親子関係)が載ったもの)
破産	届出日	破産管財人	右欄の証明印	破産管財人の証明書 ・裁判所が発行する。 ・破産開始手続き日時が載ったもの(載っていない場合は破産宣書のコピーを添付)
廃止	届出日	免許を受けた者	左記の個人印 ※	—————

(注) ※ 個人印は、免許申請書に押印されている「代表者印」に限ります。(変更届がされている場合は、直近の変更届出書に押印されている「代表者印」となります。)

**紛失等で申請(届出)印を押印できない時は、印鑑証明書の添付とその代表者印を押印するか、本人の意志が確認できること(本人が来庁し、「宅地建物取引士証」や「運転免許証」で本人確認が可能なケース等)が必要となります。**